

## 第29回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年11月11日(火)

午前8時55分～午前10時50分

2. 場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

## 第29回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年1月11日(火)午前8時55分～午前10時50分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄
委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘(欠席)
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 11月の農業相談委員

6番 加藤 陽一郎 委員  
3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(● ● ● ● ●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

- ③ 農地法第3条の規定による許可申請について  
( ● ● ● ● )
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について  
( ● ● ● ● )
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について  
( 有限会社 ● ● ● ● 代表取締役 ● ● ● ● )
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について  
( ● ● ● ● )
- ⑦ 農用地利用集積計画の承認について

( 2 ) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用届出書について
- ② 農地法第18条第6項の規定による通知について

( 3 ) その他の案件

- ① 令和8年度農業委員会日程および開催場所の案について
- ② 農業委員および推進委員の電話番号について
- ③ 忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 8 時 55 分

議長 皆様おはようございます。少し早いですが、始めたいと思います。本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席、白石委員から欠席の連絡が跟っておりまます。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第29回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

- 議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 6 番加藤陽一郎委員、3 番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。
- 議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件、農用地利用集積計画の承認について 1 件となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。
- 議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の 1 ページをお開きください。付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が田園にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が田園にお住まいの●●●さんです。  
申請地が 3 ページから 4 ページの字図にありますように大字別府字北浦 3 6 0 6 番 外 3 筆で、地目は字北浦 3 6 0 6 番は畑、外 3 筆は田、面積は合計 2,561 m<sup>2</sup>です。  
農地区域が農業振興地域外で申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人及びその世帯員の耕作面積は 7,785 m<sup>2</sup>で、今回の申請農地は譲受人の息子でかつ農家の譲渡人が所有する農地で、譲受人自身も紅芋の耕作を長年続けており、将来的に組織化を視野に入れた規模拡大のためであり、特段問題ないものと思われます。
- 続きまして議案書の 5 ページをお開きください。  
付議案件②農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が木守にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が木守にお住まいの●●●●●さんです。  
申請地が 7 ページの字図にありますように大字木守字土手ノ内

1081番で、地目は畠、面積は333m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は221,183m<sup>2</sup>で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。

続きまして議案書の8ページをお開きください。付議案件③農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守にお住まいの●●●●さん、譲渡人が木守にお住まいの●●●●さんです。

申請地が10ページの字図にありますように大字木守字壱丁田808番1外1筆で、地目はどちらも田、面積は合計1,774m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は221,183m<sup>2</sup>で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。

続きまして議案書の11ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が今古賀にお住まいの●●●●さん、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●さんです。

申請地が13ページの字図にありますように大字尾崎字先野々858番1で、地目は田、面積は630m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

14ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては、「法面保護として既設擁壁の間知ブロックを使用する。」となっております。

15ページが現況平面図です。北東側は田、北西側は用悪水路、南東側は用悪水路、南西側は公衆用道路と接しています。

16ページが土地利用計画図及び配置図、給排水計画図です。

申請地南西側の車両出入口及び北東側を除き、外周を既設の間知ブロックの上に150mm厚のコンクリートブロックを1段から4段積み、その上に高さ1mのフェンスを設置、申請地北東側には150mm厚のコンクリートブロック1段の上に高さ1mのフェンスを設置する計画です。また、申請地内は砂利敷きを行います。

また、北東側は切土、南東側は盛土を行い、南西側に向かって勾配をつける予定です。

17ページが縦横断図です。土地利用計画図および配置図、給排水計画図でもお示ししたとおり、北東側は切土、南東側は盛土を行い、申請地内は砂利敷きを行います。

18ページから19ページが建物の平面図です。18ページが1階の平面図、19ページが2階の平面図となっております。

20ページが建物の立面図です。

21ページが申請地内の住宅建設予定地南側に建設する車庫の平面図および立面図です。

22ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い無条件で了承を得ています。

続きまして議案書の23ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府に事業所を置く有限会社●●●● 代表取締役  
●●●●さん、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●さんです。

申請地が25ページの字図にありますように大字尾崎字先野々858番2で、地目は田、面積は4.21m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第3種農地となっております。

申請理由は駐車場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

こちらの議案については始末書の添付があっておりりますので、説明の最後に皆さんと確認を行わせていただきます。

26ページが事業計画書です。事業の種類は運送業で、申請者の事業目的は駐車場です。施工計画は令和7年11月から着工し、同年11月に供用開始となる見込みです。

27ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。150mm厚のコンクリートブロックを5段積みで擁壁を設けるとなっております。

28ページが現況平面図及び現況断面図です。

北東は雑種地、北西及び南東は用悪水路、南西は田と接しています。

29ページが土地利用計画図及び断面図です。申請地内は切土・盛土は行わず、コンクリートブロックでの擁壁の設置のみとなっております。

30ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

31ページが始末書です。読み上げさせていただきます。

平成27年に上記土地の隣接地である857番の土地を有限会社●●●●が購入し、駐車場として利用するために造成工事をした際に、工事業者が誤って境界ブロックを申請地側に越境して設置いたしました。境界ブロックの解消に多額の費用がかかり、●●●●が工事業者を裁判で訴えたものの問題の解決には至らず、話し合いの上で越境部分を地権者●●●●様から●●●●に譲っていただくことになりました。

そこで、858番の土地から越境部分を分筆してできた858番2の土地について、豊福様から●●●●に譲るために農地法第5条第1項の規定による許可申請をいたします。

今後は同じことが起きない様に十分に配慮し、農地法を遵守いたしますのでお取り計らいの程よろしくお願いいいたします。なお、地目変更後は駐車場の一部で雑種地として利用して参ります。とのことです。

続きまして議案書の32ページをお開きください。付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●さん、譲渡人が中間市

にお住まいの●●●●さんです。

申請地が34ページの字図にありますように大字木守字正境1296番3外1筆の計2筆で、地目は田、面積は合計232m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第3種農地となっております。

申請理由は車庫の建設となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

こちらの議案についても始末書の添付があつておりますので、説明の最後にまた確認を行わせていただきたいと思います。

35ページが事業計画書です。事業の種類は自動車整備業で、申請者の事業目的は車庫の建設です。施工計画は令和7年12月から着工し、令和8年1月に供用開始となる見込みです。

36ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。用地造成に伴う被害防除は特になく、既存の状態のままとなります。

37ページが現況平面図です。全方位が公衆用道路と接しています。

38ページが土地利用計画図です。ここで1点修正がございます。申請地内に右下向きの矢印を3つほど示しておりますが、正しくは左上に向かっての矢印となります。北西側へ向かっての矢印となりますので、お詫びして訂正いたします。申請地内に全体的に盛土を行い、北西側に向かって勾配をつけ、申請地内東側に車庫を建設する計画です。

39ページが縦横断図です。こちらも土地利用計画図の修正に伴い修正がございます。まず上の横断図A—A'、下の縦断図B—B'がありますが、こちらがAとA'が入れ替わり、BとB'が入れ替わりになります。正しくはAが左側、A'が右側、BにつきましてはBが右側、B'が左側となります。こちらもお詫びして訂正させていただきます。土地利用計画図でもお示ししたとおり、申請地内に全体的に盛土を行い、北西側に向かって勾配をつけます。

40ページが車庫の平面図および立面図です。車を3台保管で

きる車庫を建設する予定となっております。

4 1 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接農地はありません。

4 2 ページが始末書です。読み上げます。

この度は、私の無知な行為により、たいへんご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございません。

今回、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請をさせていただく農地は、私の実母が所有する土地で、長期間放置をしておりました。

放置に至った経緯としましては、過去に西川に架かっている橋の橋脚の修繕工事が行われる際に、当該農地を資材置き場及び駐車場として一時転用されておりました。その後、現況復旧されることなく、碎石が敷かれたまま返還されており、その時点で当該農地が農地として取り扱われなくなつたと誤認した次第です。以降車を停めたり、プレハブを置いたりと農地として使用しなくなつたため、本来であれば早急に手続きを進めるところ、農地法を熟知できておらず、結果として違反転用になつてしましました。

今後は同様の事態が起きぬよう、農地法を遵守して参りますので、今回の申請につきましては、寛大なる処置を願いたいと存じます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。  
とのことです。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休憩 9 時 15 分

— 現地調査後 —

再 開 10時 33分

- 議長 それでは再開します。  
付議案件①を議題に供します。  
地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。
- 農業委員 (6番) 現地を見ていただいた通り特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 推進委員 (6番) 家族間ですので問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

- 議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

- 議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。  
続きまして付議案件②を議題に供します。  
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。
- 農業委員 (3番) 現地を見ていただきましたが、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
(3番) 現地を見ていただいた通りです。問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

#### 【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

#### 【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

続きまして付議案件③を議題に供します。  
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員  
(3番) この案件につきましても同じ方が購入ということで特に問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
(3番) 同じく特に問題ないと思われますので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

#### 【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

### 【挙手の人数を確認】

議長

賛成 7 名で付議案件③は承認されました。  
続きまして付議案件④を議題に供します。

地区担当の林長輝委員及び松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員  
( 4 番)

特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
( 4 番)

特に問題ないと思われますのでご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

### 【ありません。】の声

議長

無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

### 【挙手の人数を確認】

議長

賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

続きまして付議案件⑤を議題に供します。  
地区担当の林長輝委員及び松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員  
( 4 番)

特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
( 4 番)

現地を見ていただいた通りです。問題ないと思われますのご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

続きまして付議案件⑥を議題に供します。  
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員  
(3番) 現地を見ていただきまして、車庫ということですので、車の油の流出のことも話をしておりまして、道路側にブロックを1段ついて油の流出を防ぐことにしてもらいましたので、特に問題はないと思われますし、始末書も出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
(3番) 先ほど現状を見ていただいたとおり。始末書記載のとおりです。  
どうか寛大な処置をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長

賛成 7 名で付議案件⑥は承認されました。

続きまして付議案件⑦について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の 4 3 ページをお開きください。

付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。

全 2 筆、面積は 3,013 m<sup>2</sup>です。受け手の変更による利用集積計画となっております。

議長

本件について発言のある委員は挙手願います。

#### 【ありません。】の声

議長

無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

#### 【挙手の人数を確認】

議長

賛成 7 名で付議案件⑦は承認されました。

議長

それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書の 4 4 ページをお開きください。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。

先程の現地調査で上別府の方に回らせていただいたところになります。届出人が●●●●●株式会社、届出の土地が大字上別府字八反田 165 番 1 外 4 筆の計 5 筆で、地目はすべて田、面積は合計 4,194 m<sup>2</sup>となっております。

所有者は●●●●氏 外 2 名で、申請理由は「県発注の尾倉・千代丸基盤整備工事に伴う現場事務所及び資材置場」となっており、県の基盤整備工事受注業者による届出です。

4 6 ページが字図、4 7 ページから 4 9 ページが現況平面図、

50ページから52ページまでが土地利用計画図及び断面図となっております。本来、一時転用の許可が必要な案件ですが、公共事業に関連した農地の一時使用で許可不要と判断したため、届出を受理しています。

続きまして議案書の53ページをお開きください。

報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

利用権の合意解約ですが、今回の付議案件①及び③農地法第3条の規定による許可申請による許可申請の申請地となる農地でございます。解約3筆、1,969m<sup>2</sup>となっております。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①令和8年度農業委員会日程及び開催場所の案について説明。  
②農業委員および推進委員の電話番号について説明。  
③忘年会について説明。  
その他の案件については以上です。

それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 では、他に無いようですので、以上をもって、第29回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 10時 50分